

平成18年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間
1. 船舶の特別償却	<ul style="list-style-type: none"> ・外航環境低負荷船 (3000G/T 以上) 特償率 18/100 ・内航環境低負荷船 (300G/T 以上) 特償率 16/100 	<p>平 17.4.1～平 19.3.31</p> <p>平 17.4.1～平 19.3.31</p>
2. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	<p>取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除</p> <p>(資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ) (船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の税額控除)</p> <p>1)機械装置(取得価額160万円以上) (リース費用総額210万円以上)</p> <p>2)電子計算機等及び一定のソフトウェア (取得価額120万円以上) (リース費用総額160万円以上)</p> <p>3)船舶(内航貨物船(基準取得価額=取得価額×75%))</p> <p>4)トラック車両(車両総重量3.5トン以上)</p>	平 18.4.1～平 20.3.31
3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)	<p>(1)船舶から船舶 (2)内航船舶から減価償却資産 ((1)(2)とも譲渡差益の80%を圧縮記帳)</p> <p><u>買換え資産(船舶)に新造船又は環境負荷低減型(中古船に限定)の設備要件が課される</u></p>	<p>昭 45.4.1～平 23.3.31</p> <p>昭 59.4.1～平 23.3.31</p>
4. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
5. 登録免許税の課税の特例	<p>軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 国際船舶:船舶価額の 2.5/1000</p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶:債権金額の 2.5/1000</p>	平 18.4.1～平 20.3.31
6. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4	
7. 船舶の耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・油そう船 13年 ・薬品そう船 10年 ・その他のもの 15年 	
8. とん税、特別とん税	<p>(1)とん税 1 純トン 16円</p> <p>(2)特別とん税 1 純トン 20円</p>	

項目	制度の概要	適用期間
9.固定資産税の課税の特例 1) 船舶	・課税標準: (1)内航船 価格の1/2 (2)外航船 価格の1/6 (3)外国貿易船(外貿実績50%超) 価格の1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶 価格の1/15	平9～平18年度取得分
2) 外航用コンテナ	・課税標準: 価格の4/5	平10～平19年度取得分
10.港湾施設の特例措置 1) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	課税標準: (1) 平成10年3月31までに取得した埠頭 ① 旧外貿埠頭公団からの継承資産 価格の3/5 ② その他(承継分) 価格の1/2 (2) 平成10年4月1日～平成18年3月31日までに取得する埠頭 ① 取得後10年間 価格の1/5 ② その後 価格の1/2 (3) <u>平成18年4月1日～平成20年3月31日までに取得する埠頭</u> ① _____ 価格の1/2	平14.4.1～平20.3.31
2) 外貿埠頭公社の民営化に伴う税制上の所要の措置	(1)公社から民営化会社への不動産の移転 登録免許税 軽減税率 8/1000(当初2年間) " 15/1000(その後1年間) 不動産取得税 非課税 (2)公社から民営化会社へ承継するコンテナ埠頭 ① 旧公団から公社が承継した埠頭 課税標準 価格の3/5(承継後10年間) ② 公社が解散するまでに所有した埠頭(①を除く) 課税標準 価格の1/2(承継後10年間)	平18.4.1～
3) スーパー中樞港湾の次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	課税標準: 価格の1/2	平17.4.1～平19.3.31
4) PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく選定事業として整備される公共荷捌き施設等の特例措置	課税標準: (1) 固定資産税(税率1.4%): 価格の1/2 (2) 都市計画税(税率0.3%): 価格の1/2 (3) 不動産取得税(税率3%): 価格の1/2	平12.4.1～平20.3.31 平14.4.1～平20.3.31 平15.4.1～平19.3.31

※下線は平成18年度税制改正による変更箇所である。